

様式第七号(第十条の二関係)

令和4年8月31日 相模原市指令(産指)第20号

許可番号 第 09810063502 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区田名2294番地6

氏名 株式会社ランティク

代表取締役 菅野 義久

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



相模原市長 本村 賢太郎

許可の年月日 令和元年8月6日

(初回許可年月日 平成26年8月6日)

許可の有効年月日 令和6年8月5日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず※2、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず※2、がれき類以上7種類

事業の区分：収集運搬業(積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず※2、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず※2、がれき類以上7種類

※1 石綿含有産業廃棄物を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 水銀含有ばいじん等を含む

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおりに記載

3. 許可の条件

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年8月6日 許可更新

令和4年7月29日 変更届け(保管施設)

5. 積替え許可の有無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本産業規格 A列4番)



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 保管場所

相模原市中央区小町通二丁目93番1の一部(502.21㎡)

(2) 保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(3) 保管施設

ア ショーケース(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)保管ヤード

保管面積 88.82㎡ 最大保管量 168.75㎡ 保管高さ 1.9m

イ 廃プラスチック類用保管容器

保管面積 2.56㎡ 最大保管量 2.81㎡ (鉄箱×1)

ウ 木くず用保管容器

保管面積 2.56㎡ 最大保管量 2.81㎡ (鉄箱×1)

エ 金属くず用保管容器

保管面積 2.56㎡ 最大保管量 2.81㎡ (鉄箱×1)

オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず用保管容器

保管面積 2.56㎡ 最大保管量 2.81㎡ (鉄箱×1)

カ 混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、がれき類)用保管容器

保管面積 2.56㎡ 最大保管量 2.81㎡ (鉄箱×1)

キ 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)用保管容器

保管面積 1.99㎡ 最大保管量 1.18㎡ (プラスチック製ダンボール縦置タイプ×9、横置タイプ×2)

以下余白